



広報

きたひろしま

No. 012

2

FEB.2006



始まります

CONTENTS	目次
確定申告	2
人事行政の運営等の状況	4
けんこう通信	6
教育委員会だより	7
子育て支援センター紹介	8
消費生活相談	9
消防本部だより	10
農業委員会だより	10
介護保険制度が変わります	11
まちの話題	12
くらしの情報	13
高原からの花便り	16

2月16日(木)～3月15日(水)

今年も所得申告の時期が近づきました。

1月1日現在、北広島町に住んでいる人は、原則として3月15日までに町民税(住民税)の申告をしなければなりません。あわせて、所得税の申告納付期限も3月15日までとなっています。

所得税の還付申告は、1月4日から「広島北税務署」(安佐北区亀山2丁目)で受け付けています。

ご協力をお願い

・税務職員数が限られることから、昨年のように、町内4会場での同時受付はできません。あらかじめご了承ください。

・税務職員が、町内の地域を巡回いたしますが、スムーズな申告の推進のため、

必要書類は事前に整理してご来場ください。

どこの会場でも受け付けます(一部の地区を除き地区の指定なし)

受付会場の日程については、別紙で案内します

・申告期間中、町内地域の会場を巡回します。

・地域、地区に関係なく、税務職員が巡回する会場では、1月1日現在町内に住所がある人は、どこの会場でも申告を受け付けます。

原則として受付地区の指定はいたしませんので、都合の良い日に、その日の受付会場へご来場ください。

・午前は9時～11時、午後は1時～5時の間で、ご来場ください。

受付会場以外での受付はできません(そ

の日の申告はその日の会場で)

地区会場で受付する際、地域・地区を問わず、どこの会場でも申告が可能とすることで、役場で把握している全資料をその日の会場へ持参し、税務職員も会場へ出ておりますので、受付会場以外では受付ができません。ご了承ください。

「収支内訳書」は事前に整理を

農業・事業等の「収支内訳書」を整理されずに会場に来られますと、ご自分の受付時間はもとより、後の方を大変お待たせすることになりますので、「収入」「経費」の内容については、事前に整理して、ご来場ください。

事前に整理されていない場合は、受付順番を変更させていただく場合もあります。

申告をしなくてもよい人

・年間の収入が、一か所の勤務先からの給料だけで、年末調整が済んでいる人
・年間の収入が、公的年金のみで、その年の所得税額が確定している人

申告をしなければならない人

・事業所得(農業・商業・工業・その他事業など)や不動産所得などがある人
・給与所得者で、給与以外の所得がある人(給与と年金、年金・給与と農業給与と不動産など)

・一事業所からの給与以外の所得が、20万円を超えると確定申告が必要で

す。
・保険満期の一時所得があった、土地建物、株式などの譲渡所得があった、株式などの配当があった、立木伐採による所得があったなどの人



【表紙】

上本家(旧石橋家)住宅主屋

江戸時代末期に建てられたと考えられ、江戸時代の民家としては改造が少なく、当時の形式をよく保存している。全体の間取りは、安芸国北部の幕末から明治期の上層農家の典型である。また、所々の柱や壁などには、1871年に起こった武一騒動の際に受けたといわれるナタや鋸の傷跡が残っている。

所得の申告が

・国民健康保険加入又は、加入予定の人
確定申告をすると**所得税が還付される場合がある人**

・年内に中途退職された、またはアルバイト・パートに出たが、年末調整の終わっていない人

・住宅取得の借入金がある人

・多額の医療費を支払われている人（源泉所得税がある、住民税課税対象である、保険金などの補てん金以上の支払いがある場合）

ただしこれらの場合は、一定の要件を満たし、必要書類などがそろっていることが必要です。

国民健康保険加入者、加入予定者は必ず申告してください。

国民健康保険料にあたる国民健康保険税は、加入者の所得によって算定しています。

所得状況等の申告をせずに所得が確定していないと、保険税の減額措置や各種福祉サービス、公共利用料金などの減額措置などが受けられなくなりますので、所得の有無にかかわらず、必ず申告してください。

次の方はご注意ください

「遺族年金のみ」・「障害年金のみ」・「子どもからの仕送りのみ」・「住民票はおいているが、職場には町外の住所を届けている」など

これらの方は、町の方で所得の把握をすることができませんので、その状況などを必ず申告してください。

申告に必要な書類など

給与・年金などの「源泉徴収票」や保険料など「控除証明書」などの必要書類は、必ず持参してください。

・印鑑（預金通帳届出印）、申告者名義の預金通帳（所得税の納付、還付時に必要です）

・税務署から送付された書類のある人はその書類

・給与、賃金・報酬などの源泉徴収票（ない場合は支払い明細書）

・公的年金の源泉徴収票

・事業（農業も含む）「収支内訳書」（収入・経費のわかるもの）

・農業用機械・車両などを購入した場合は、「販売証明書」

・土地建物等売買契約書の写し（譲渡所得がある場合）公共収用の場合は「収用証明」

・個人年金、保険満期などの支払証明書

・生命保険、損害保険の控除証明書

・社会保険料（国民年金保険料は必須）の支払証明

・身体障害者手帳、療育手帳など

・医療費控除を受ける場合は一年間に支払った医療費の領収書、保険などの補てん金明細書（医療費の領収書は、ま

ず平成17年中の支払いであることを確認し、該当者ごとに区分し、さらに、医療機関、薬局などに区分したものを集計しておいてください。）

・住宅借入金等特別控除を受ける場合は、「登記簿謄本、住民票の写し、請

負契約書、売買契約書、住宅取得資金に係る融資証明書及び金融機関の発行する借入金の年末残高証明書が必要

平成17年分までに改正されている事項

■年金課税の改正

65歳以上の人の公的年金などから控除する額と、該当する年金収入額が改正されています。（左記表のとおり）

■老年者控除の廃止

老年者控除50万円が廃止となりました。

■国民年金保険料は納付証明書が必要

社会保険料控除を受ける際、国民年金保険料の納付証明書の添付が義務付けられました。

■配偶者控除と配偶者特別控除は重複

平成16年分まで

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
65歳以上	2,599,999円まで	—	1,400,000円 (年金等収入額の合計額を限度)
	2,600,000円～ 4,599,999円まで	75%	750,000円
	4,600,000円～ 8,199,999円まで	85%	1,210,000円
	8,200,000円以上	95%	2,030,000円

(例1) 年金収入 1,600,000円の人
 1,600,000円-1,400,000円=200,000円…年金所得（雑所得）

(例2) 年金収入 3,500,000円の人
 3,500,000円×0.75-750,000円=1,875,000円…年金所得（雑所得）

平成17年分から

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額	割合	控除額
65歳以上	3,299,999円まで	—	1,200,000円 (年金等収入額の合計額を限度)
	3,300,000円～ 4,099,999円まで	75%	375,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円まで	85%	785,000円
	7,700,000円以上	95%	1,555,000円

(例1) 年金収入 1,600,000円の人
 1,600,000円-1,200,000円=400,000円…年金所得（雑所得）

(例2) 年金収入 3,500,000円の人
 3,500,000円×0.75-375,000円=2,250,000円…年金所得（雑所得）

して控除できません

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象（所得38万円以下）とならない場合で、かつ所得76万円未満の配偶者に限り適用となります。（平成16年分からは、既に改正済み）

国税庁のホームページ

<http://www.nta.go.jp/>

国税電子申告・納税システム（e-Tax）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/>

お問い合わせ

役場税務課所得係

TEL 0826-72-0852

広島北税務署

安佐北区亀山2丁目25-10

TEL 082-814-2111

人事行政の運営等の状況のお知らせ

町では、人事行政の公平性と透明性を高めるために、「北広島町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を定めました。これに基づき次のとおり概要をお知らせします。詳細については、町のホームページなどでご覧いただけます。

職員の任免や職員数に関する状況

■職員の採用状況並びに退職状況（平成16年4月1日～17年3月31日）

平成16年度は、採用はありませんでした。退職については、勸奨退職が17名、普通退職が3名、死亡退職が2名の計22名でした。

■部門別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

(単位：人)

部門	一般行政部門									特別行政部門			公営企業等会計部門					合計
	議会	総務	税務	民生	衛生	農林産	商工	土木	小計	教育	消防	小計	病院	水道	下水道	その他	小計	
職員数	3	63	19	82	38	45	4	25	279	35	46	81	38	7	11	6	62	422

(注) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

■一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	主 事	主 事	主任主事	主 任	係 長 主 任	課 長 主 任 課長補佐	課 長 主 任	
職 員 数	3人	20人	61人	39人	80人	32人	26人	261人
構 成 比	1.1%	7.7%	23.3%	14.9%	30.7%	12.3%	10.0%	100%

職員の給与の状況

■職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B / A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	426人	1,796,719千円	353,253千円	722,932千円	2,872,904千円	6,744千円

(注) 職員手当には退職手当を含みません。

補正後の予算

(単位：千円)

	補正額	補正後の予算額
一般会計	△80,000	16,480,000
国民健康保険特別会計	79,043	2,325,700
住宅新築資金等貸付事業特別会計	△1,137	13,550
下水道事業特別会計	5,000	945,000
農業集落排水事業特別会計	10,609	417,300
介護保険特別会計	14	2,267,700
簡易水道事業特別会計	3,474	718,400
直診雄鹿原診療所特別会計	△560	175,800
直診八幡診療所特別会計	449	34,800
直診芸北歯科診療所特別会計	△189	41,000
電気事業特別会計	0 (組替)	47,001
住宅団地等開発特別会計	5,999	12,623

● 一般職給与費等減額
△39,852千円

○ 救急病院運営費補助金
14,108千円

○ 町道等除雪委託料
58,000千円

平成17年度北広島町一般会計補正予算案(第4・5号)各特別会計補正予算案(第1号又は第2号)が、12月13日北広島町議会に提出されました。慎重に審議された結果、原案とおり可決されました。

一般会計補正予算の概要

補正予算

■職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（平成17年4月1日現在）

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
北広島町	350,900円	499,500円	43.0歳	322,600円	361,100円	49.4歳
国	327,600円		40.2歳	283,400円		47.9歳

(注)「平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢」とは、職種ごとの職員に係る給料月額の総額、給与月額の総額及び年齢の総和をそれぞれ当該職員数で除して得た額及び年齢であり、必ずしも、平均年齢に該当する職員が受ける給料月額又は給与月額の平均が平均給料月額又は平均給与月額と一致するものではありません。

■職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区分	学歴	北広島町	国
		一般行政職	大学卒
	高校卒	138,800円	138,800円

■職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区分	学歴	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
		一般行政職	大学卒	269,300円
	高校卒	221,100円	277,600円	343,100円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

■職員手当の状況

区分	北広島町	国
期末手当 勤勉手当	【17年度支給割合】 期末手当 勤勉手当 6月期 1.4月分 0.7月分 (0.75)月分 (0.35)月分 12月期 1.6月分 0.75月分 (0.85)月分 (0.4)月分 計 3.0月分 1.45月分 (1.6)月分 (0.75)月分 職制上の段階、職務の級等による加算措置あり	同
	【支給率】 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 21.0月分 27.3月分 勤続25年 33.75月分 42.12月分 勤続35年 47.5月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分	同

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

■特別職の報酬等の状況

区分	給料月額等
給料	町長 730,000円
	助役 602,000円
	収入役 571,000円
報酬	議長 293,000円
	副議長 246,000円
	議員 221,000円
期末手当	(17年度支給割合) 町長 助役 収入役 6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分
	(17年度支給割合) 議長 副議長 議員 6月期 1.6月分 12月期 1.75月分 計 3.35月分

第2回北広島町 行政改革審議会 開催

1月12日に第2回北広島町行政改革審議会を開催しました。審議会で協議された事項は次のとおりです。

- 1 北広島町の行政改革の背景（素案）について
- 2 行政改革大綱の計画期間（素案）について
- 3 官民の役割分担の明確化（素案）について

- ① 民間委託の推進について
- ② 第三セクターの見直しについて
- ③ 公の施設に係る指定管理者制度の導入について

また、協議事項の他に次の項目について説明しました。

- 1 財政推計資料について

第3回審議会は2月初旬の開催を予定しています。協議を予定している事項は次のとおりです。

○ 事務事業の見直しについて

行政改革審議会は、原則として公開しています。また、審議会の会議記録などについては、北広島町ホームページに掲載するほか、広報紙で随時お知らせをすることとしていますのでご覧ください。



けんこう通信



第10号

生活習慣病を予防・改善しましょう

～2月1日から7日までは生活習慣病予防週間です～

糖尿病・高血圧・動脈硬化・高脂血症・心臓病・脳卒中・痛風・ガンなどは「成人病」と呼ばれていましたが、生活様式の変化により必ずしも成人がかかるとは限らなくなってきました。さらにこれらの病気には食生活・運動・喫煙・飲酒・休養・ストレスなどの生活習慣が深く関係していることがわかり、「生活習慣病」といわれるようになりました。日本人の死亡原因の1位はガン、2位が心疾患、3位が脳血管疾患と全死亡数の60%をこの生活習慣病が占めています。

生活習慣病の予防には・・・

まず、自分の身近な健康状態に関心を持ち、病気や健康に対する知識を深めることです。そして、毎日の生活習慣をもう一度見直し、健康的な生活習慣を維持し、毎日、楽しくいきいきと暮らすことです。

1. 食生活

- 1日3食規則正しく食事をする
- 意識して野菜（350g）をとる
- 油脂や肉類などの動物性脂肪をとりすぎない
- 塩分は控えめに
- 乳製品・大豆製品・緑黄色野菜をとる



2. 運動

- 家事など日常生活の中で体を動かす
- 意識してたくさん歩く（1日1万歩）
- 1日20分、週2回以上の運動を習慣化する



3. 休養

- 睡眠時間を十分にとる
- ゆっくり入浴して心身の疲れをとる
- スポーツやレジャーなど積極的休養でリフレッシュをする



4. 飲酒

- 適正な飲酒量で楽しむ
（ビールなら500ml、日本酒なら1台、ワインならグラス2杯）



5. 喫煙

- ガンや肺疾患などの危険を高めるだけでなく、周囲の人にも健康被害を与えます。喫煙が健康に及ぼす害について認識し、禁煙に取り組みましょう



健康づくり・健康診断についてのお問い合わせは…

北広島町役場保健課保健係	TEL (0826) 72-0853
芸北ホリスティックセンター	TEL (0826) 35-0230
大朝保健センター	TEL (0826) 82-2211
豊平保健福祉総合センター	TEL (0826) 84-1501

教育委員会だより

「地域丸ごと 子ども見守り」緊急アピール

子どもの登下校中の安全確保にご協力を

11月22日広島市安芸区において、小学校1年生の児童が下校中に殺害されるという痛ましい事件が発生しました。二度とこうしたことが繰り返されることのないよう、学校・家庭・地域・行政が一体となった一層の取組みをお願いするため、県知事、県教育長、警察本部長が連名で緊急アピールを発信し、皆さん一人ひとりの取組みへの参加を呼びかけています。

北広島町でも、幼稚園・学校、保護者、地域、警察、行政、関係団体が一体となった子どもを犯罪被害から守る一層の取組みをしていきます。ご協力をお願いします。

【学校の取組み】

1 通学路の安全点検と要注意箇所の周知徹底（地域安全マップの作成など）

2 登下校時の幼児児童生徒の安全管理の徹底

⇒集団登下校、保護者連携による登下校指導、学校への刺股（防犯具）の設置・防犯ブザー配布など

「ピー」という音が聞こえてきたら、駆けつけてください。

3 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身につけさせるための安全教育の推進

⇒不審者対応などの安全指導・訓練の定期的実施など

4 不審者などに関する情報の迅速な収集と発信

5 警察・青少年育成協議会などとの連携

⇒登・下校時のパトロール、不審者情報提供の協力依頼

地域の学校・教育委員会（TEL72-0863）に連絡してください。

【町民の皆様へのお願い】 <「地域丸ごと 子ども見守り」緊急アピール、広島県警広報紙より>

地域の子どもは地域で守りましょう

◇地域活動グループで防犯パトロールや日常のあいさつ・声かけ運動を行うほか、子どもを守るために登下校時に合わせて散歩や買い物をするなど、一人一人ができることから取組んでいきましょう。

◇地域で見かけない人物を見たら勇気を出して一声かけてみましょう。あいさつをするだけでも効果的です。（この一言で、多くの犯罪者が退散）

南小学校の「遊ぶ！」 「食べる！」「読む！」

北広島町立豊平南小学校

全校児童75名は、遊ぶことが大好き。学校へ来たらずぐ運動場に駆け出していきます。雪なら大喜び、少々の雨でも、わずかな時間でも、学年の枠をこえて元気に遊びます。たくましい体と心を育てています。

「総合的な学習の時間」に米作り・そば作り・菊作りを行い、地域の方々の働く姿に触れ、労働のすばらしさ・豊平の自然の恩恵、生命の尊さを実感しています。学習発表会では、3・4年生がそば学習について発表しました。その中で、児童の詩から生まれた「そばのうた」を合唱し、披露しました。

始業前の朝の読書に加え、全校で5千冊読破を目標に全校読書・家庭読書の取組みを進め、豊かなことばと心を育てています。保護者を中心とする「おむすびころりの会」の読み聞かせにより、児童の読書意欲が更に高まっています！



伝統と創造と

北広島町立壬生小学校

「夢いっぱい ふるさと 壬生小」を教育目標とする壬生小学校の児童数は、12月10日現在128名です。

壬生小学校の伝統である「子ども田楽」と「金管バンド」には、保護者や地域の方々の協力を得ながら取り組んでいます。今年度も、発表する機会をたくさんいただきました。1月28日に厚生年金会館で行われる「ひろしま小学生バンドフェスティバル」は、6年生にとって、小学校最後の発表となります。発表日が近くなり、練習にも熱が入っています。

さて、6年生が中心となって進めている児童会活動に話を移します。これまで、日々の取組みの他に、「新入生歓迎遠足」「クリーン活動」「あいさつ運動」などの行事的な活動にも取り組んできました。11月には、「秋まつり」を企画運営しました。この「秋まつり」には、各学年・学級と各委員会が、それぞれに工夫した「お店屋さん」を出します。お客さんに楽しんでもらえる「お店屋さん」に、今年は、壬生保育所の年長組さんを招待しました。案内役は、1年生。少し照れながら、そして、緊張しながらの案内役でしたが、なかなか好評でした。





楽しく育児をしていますか？



地域子育て支援センター紹介

北広島町には、親子の友達づくりや地域の子育て家庭に対する育児支援など、活発な活動を展開している子育て支援センターが4か所あります。今月号からシリーズで、各地域の子育て支援センターの活動を紹介します。初回は、「芸北子育て支援センター」です。

芸北子育て支援センター ～子育てをする家庭を支援します～

子育てって楽しいこと、うれしいことばかり？つらいこともあるよね。

育児書に書いてあるとおりに育てないから心配？

いいえ。子どもはひとりひとり違うから、ひとつの正解は探せない。だから、しょっちゅう迷ったり悩んだりあるんだよね。

子育てよくがんばっているよ。お母さん!!

子育てが時々つらいなあと感じているお母さん。

そんな風を感じているのは「あなた」だけではありません。みんな悩んだり、迷ったりしています。

子育てはとまごいの連続。失敗もあって当たり前。

毎日子育てをしていることは、それだけですごいこと。自信を持とう!

ひとりで子育て？

子育てはとてもエネルギーのいる仕事。

子育ては休みなく続いて、いくらがんばっても周りからは「母親だから当たり前」。そういう時、ひとりでぼっちと感じたい、誰にもわかってもらえないと感じたい…。子育てがつらくないまま。

育児って24時間休みなしだよ。だから、み～んなで子育てしようよ!

いまの時代、母親ひとりで子育てを背負うのはとても大変です。子どもがそうであるように、楽しく毎日暮らすには、お母さんにも助けが必要ですよ。

お父さんはもちろん、おじいさん、おばあさん、家族みんなで子育てを! 地域の人みんなで、あなたの子育てを応援していますよ!



子育て支援センターは、ママたちにとっては孤独から解放され、子育てに関する様々な情報を得ることができる場です。また、子どもにとっては遊びを通して人との関わりを学ぶ場です。

平成17年度の活動紹介

■園開放

保育所(さつきヶ丘保育所、芸北つくし保育園、美雲保育所)や幼稚園(八幡幼稚園、芸北幼稚園)を開放しています。(10:00～11:30)

■育児相談(芸北つくし保育園)

毎週火・木・金曜日8:30～17:00まで行っています。秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。電話でも大丈夫です。

■ママ友クラブ

(芸北ホリスティックセンター)
「遊べるスペース」「くつろげるスペース」「学びあうスペース」と

してのサークル活動「ママ友クラブ」です。毎月第2・4金曜日10時から芸北ホリスティックセンターで活動しています。

■わくわくクラブ

(芸北B&G海洋センター)

体育館の遊具を使って遊んだり、外の広場で遊んだりして親子の交流を図ります。年4回の活動です。(10:00～11:30)

■ふれあい相談(芸北つくし保育園)

毎月第1火曜日の芸北つくし保育園での園開放にあわせて、芸北ホリスティックセンターの栄養士又

は保健師と一緒に身長体重測定や栄養相談・育児相談をします。(10:00～11:30)

■他にも「子育てビデオの無料レンタル」「乳児相談」「1歳半・3歳児健診」「育児用品リサイクル」などの支援を行っています。

子育てに関して不安に思っていることや悩み、お問い合わせはお気軽に電話してください。

芸北子育て支援センター
TEL 0 8 2 6 - 3 5 - 0 8 8 2
TEL 0 8 2 6 - 3 5 - 0 8 9 5

どうしよう?こんな時 困った時は消費生活相談へ

地上デジタルテレビ放送への移行に便乗した 架空請求にご注意!

《相談内容》

「デジタル放送接続料金請求書」と書かれた封書が届いた。その中には、地上アナログ放送から地上デジタル放送へ移行されるため、UHFアンテナ受信端末切り替え工事が始まるので、その工事代金の一部を日本に居住する全ての方に負担してもらおうと説明があった。工事内容として、「地上デジタル放送に関わるUHFアンテナ受信端末切り替え工事」と書いてあり、その工事費用として29,800円を指定の口座に振り込むよう指示がある。封書には赤字で「重要」との表示もあった。不正な請求ではないだろうか。

(60歳代 男性 無職)

《アドバイス》

現在利用されている地上アナログテレビ放送は、2011年7月24日に放送終了となる予定です。そのため現在、地上アナログテレビ放送から地上デジタルテレビ放送への移行作業が始まっているのは事実です。しかし、全国民に工事費用を負担させるということは、決してありません。ですから、今回のケースは、地上デジタルテレビ放送移行に便乗しての新手の「架空請求」と思われます。工事費を振り込む必要はありません。

利用した覚えがない架空の、民法指定消費料金、債権などを請求する文書が、電子メール、はがき、封書、電報で届いたが不安である、どうしたらよ

いかという相談が、全国の消費生活センターへ寄せられています。

相談件数は、行政機関などが連携してトラブル防止に努めたこともあり減少しましたが、現在も全国の消費生活センターへは毎月2～3万件もの相談が寄せられています。

数年前から、このような悪質な手口は繰り返されており、再発防止策の網の目をくぐって、新たな手口が次々に出てきています。例えば、これまで請求書には送金先として銀行口座名が明記されていましたが、金融機関の対処が厳しくなると、今度は現金書留での送金、電話で送金先を知らせるなどの方法が考え出されました。

また架空請求の内容もどんどん変化しており、最近では、実在する公的機関によく似た名称の使用、支払督促やデジタル放送などの広く周知していない制度を悪用したものなどが発生しています。

請求された内容について不明な点があったり、不安を持った場合には、相手に連絡・料金を支払う前に、まず消費生活相談室にご相談ください。



消費生活に関することでお困りの時には、北広島町消費生活相談室へご相談ください。

場 所 北広島町人権センター（北広島町有田495-1）

相 談 日 毎週木曜日（祝日・年末年始を除く）

受付時間 10時～16時（12時～13時は休み）

相談室専用電話 TEL 0826-72-5571

相談日以外でお急ぎの時は、広島県生活センター（TEL 082-223-6111）まで。

消火器の訪問販売・点検にご注意を

近年、全国で悪質な消火器の訪問販売・点検が社会的な問題となつて
います。

巧妙な手口で契約書などにサインさせ、高額な請求をするものです。近隣の市町においても多数の被害報告がされています。被害に遭われた方の大半が、やむを得ず支払いに応じています。実際の被害をもとに注意点をまとめましたので、「どこかおかしい」と思ったら契約書などにサインをする前にもう一度確認しましょう。

一般の家庭では

- 消防の関係者を名乗って販売する。アパートなど入居日を聞き、新入居者が狙われやすい。
- 二セの「閲覧板」で署名押印を求められる。

● 一般家庭に設置義務はないのに、消防法で置かないといけないと販売する。

● 地域の消防訓練で必要と言つて販売する。

● 支払いをしないと、そのまま逃走したケースもあります。

事業所では

- 事前に電話連絡がある。いつもの業者か確認の必要があります。いつもの業者と違う業者が、受付を通さず勝手に点検をすることがある。
 - いきなりサインを求める。
 - 作業車の他県ナンバーは特に注意が必要です。
- ※特に近年一般住宅・寺院・工場が狙われています。

平成17年火災・救急発生状況

地域	火災	救急
芸北	3件	186件
大朝	5件	184件
千代田	10件	474件
豊平	5件	220件
高速道	1件	15件
合計	24件	1,079件

「火の用心!」を呼びかけ

八重東土曜クラブ年末子ども夜警が12月28日に行われました。参加した子ども達28名は、千代田の新地商店街を元気よく、火の用心を呼びかけながら歩きました。寒さが厳しくなりますが、火の取り扱いには十分気を付けましょう。



農業委員会だより

北広島町新規就農者研修施設

この施設は、新規就農者の確保・育成を目的に、北広島町阿坂若林(旧豊平町)に平成11年に建設されました。現在まで8名の青年が研修を終え、農業経営に励んでいます。現在は3名が研修中で、来春2名が研修を終え、認定農業者をめざして就農されます。定員は2名、研修期間は原則2年間として、その間生産・マネジメントまでの実践的研修を行います。

就農に当たっては、初期投資の資金調達・農地の確保などについて行政、JA、農業委員会などの指導を受け、具体的な経営計画をたてます。

この事業は本町農業振興の柱となり、担い手づくりの核として、行政、JA、

農業委員会がバックアップしています。この事業のお問い合わせ

役場豊平支所産業建設課

Tel 0826-83-1122

農業委員(榎田資)

農業者年金・農家相談会開催

農業委員会は、10月25日、26日の両日、本庁及び各支所の4会場で、JA、広島県農業会議と共催で農業者年金相談会を開催しました。11月29日、30日には農家相談会を同じく4会場で開催し、述べ16名の農家のみなさんから農業者年金、農業経営、農地の貸借、農地の売買などについての相談が寄せられました。

この相談会は毎年実施する予定ですが、相談会以外にも随時受け付けていますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ 役場農業委員会事務局

Tel 0826-72-0857

農業委員会会議録

11月21日 第4回総会

- 農地の所有権移転に関する承認(農地法第3条関係)
5件 面積13,782㎡
 - 農地の転用に関する承認(農地法第4条関係)
2件 面積145㎡
 - 農地の売買と転用に関する承認(農地法第5条関係)
3件 面積1,577㎡
 - 非農地証明に関する現地調査員選任
芸北地域選出の農業委員3名を選出
 - 農業用施設転用届
4件 面積432㎡
 - 農地の改良届
2件 面積6,355㎡
- 総会に引き続き、農政懇談会では竹下町長を囲んで意見交換会を開いた。

介護保険制度が平成18年4月から変わります。

平成12年にスタートした介護保険も5年が経過し、予測以上の給付費の増大などにより様々な問題が起きました。

そこで、介護保険の基本理念である「自立支援」・「尊厳の維持」を基本として制度の改正をおこなうことになりました。

改正の内容としては、「施設給付の見直し」「予防重視型システムへの転換」「新たなサービス体系の構築」「サービスの質の向上」です。

今回は、予防重視型システムへの転換についてお知らせします。

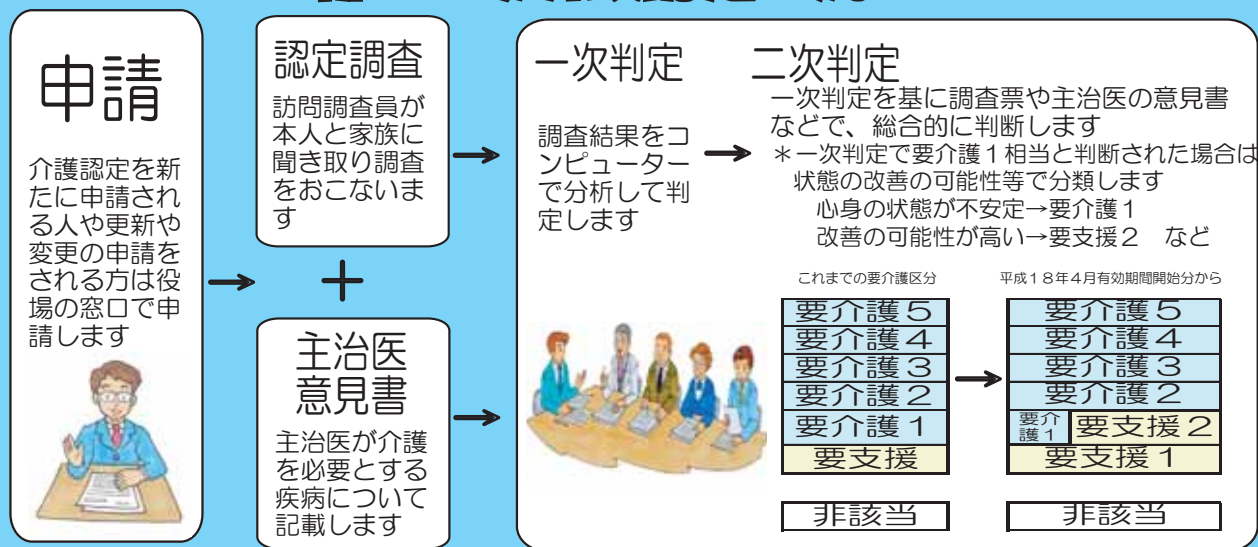
平成18年4月から要介護認定の区分が今までの要支援と要介護1～5の6段階から、^{*注1}要支援1、2と要介護1～5の7段階に変わります。(下図のとおり)

◎要支援1、2と認定された方は生活機能を維持・向上させる介護予防サービスを利用します。これは要介護状態が軽度な方が悪化しないよう新たに「介護予防」を開始するためです。

◎要介護1～5と認定された方は今まで通り自立した生活を支援する介護サービスを利用します。

*注 ここでの平成18年4月とは、要介護認定の開始日が平成18年4月以降の日付になっている場合をいいます。

新しい要介護認定の流れ



要介護1～5と認定された人は

介護サービス

自立した生活を支援するために、介護保険の介護サービスを利用できます。



要支援1・2と認定された人は

介護予防サービス

心身の状態の維持・改善のために、介護保険の介護予防サービスを利用できます。



非該当となった人は

介護予防事業

(地域支援事業)

介護や支援が必要となるおそれのある人に地域支援事業の介護予防サービスを利用できます。

*詳しくは来月号をご覧ください。



野生生物保護で全国表彰

豊平東小学校

豊平東小学校の3・4年生が、12月5日、東京で開催された全国野生生物保護実績発表大会で日本鳥類保護連盟会長賞を受賞しました。

地元自治会、地域の野生生物保護団体（三ちゃんS村）や広島市安佐動物公園などの協力を得て、「オオサンショウウオ」「モリアオガエル」の生態について学んだこと、自然保護のために「ごみ拾い」や「看板作り」をしたり、地域の方に啓発の活動をしたりしたことなどを発表しました。

表彰を受けたこと、大勢の前で堂々と発表できたことは、子どもたちの大きな自信になりました。



ちょっと早い年越しそば

ゆりかご荘で新そばを振る舞う

阿坂の特別養護老人ホーム「ゆりかご荘」で12月7日「そばまつり」と題して入居者たちが新そばなどを食べました。

当日は豊平手打ちそば保存会員3名がそばを打ち、高齢者が食べやすいように柔らかめに調理し、約120人分食べていただきました。

この企画は約18年前から毎年12月に、ゆりかご荘が入居者に地元の特産の新そばをと企画されたもので、そば保存会の協力のもとで毎年行われています。



千代田弓道クラブ員活躍

ねんりんピックふくおか2005

11月12～15日福岡県で行われた「ねんりんピックふくおか」の弓道種目に千代田弓道クラブの方が参加され、参加64チーム中21位の成績をおさめられました。

千代田弓道クラブは、週2回（水曜日：19時～21時半、木曜日：13時半～16時）千代田運動公園弓道場で練習しています。興味のある方は、大月安夫さん（090-5694-6118）までお問い合わせください。

農事組合法人ファーム川東農村振興局長賞受賞

平成17年度土地改良事業地区営農推進優良事例表彰

農林水産省と全国土地改良事業団体連合会が、国営の土地改良事業を実施した地区の中で積極的に生産販売対策などに取り組んでいる優良事例について表彰する制度で、今年度は全国で7集団が対象になり、その一つに選定されました。

農事組合法人ファーム川東は、平成8年度の国営ほ場整備事業完了を契機に大型機械を導入し、平成15年には集落内全農家の出資により法人を設立。集積した農地を団地化して水稻・小麦等を栽培し、労働時間、生産コストの低減を実現。また、住みやすい地域づくりを進めるため福祉活動などにも取り組んでいます。

畑田實代表理事は、『「がんばりま賞」をいただいたと思う。今後とも地域の和を大事にし、役割分担をしながら集落総力型で活動を進めたい。』と抱負を語られました。



白銀の中での出初式

平成18年北広島町消防出初式

1月8日時折雪がちらつく中、真新しい消防服に身を包んだ消防団員は、合併後初めての出初式に臨みました。表彰や団長訓示などの後、分列行進に続き、一斉放水が行われました。

【消防庁長官定例表彰】

豊平 本部付分団長 西崎良介

【日本消防協会長定例表彰（精績章）】

豊平 第7分団 分団長 小田芳之

【平成17年度広島県知事表彰】

千代田 本部 分団長 山田学



合併後初の成人式

平成18年北広島町成人式

北広島町で初めての成人式が1月8日開催されました。該当者259名の内、約170名が出席し、厳粛な雰囲気の中式典は行われました。

続いて、新成人5名が20歳のメッセージを発表しました。5名はそれぞれ、「将来は母のような介護士になりたい」「立派な大工の棟梁をめざす」「町議選へ行き、地域の将来を考える」「子どもの心の分かる保育士になりたい」「行政は住民の町づくりの補佐をして欲しい」など熱い思いを語りました。

産業別最低賃金	最低賃金額(円)		発効日
	時間額	引上額	
製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	777	5	平成17年12月17日
建設用・建築用金属製品、その他金属製品製造業	755	3	平成17年12月31日
一般機械器具製造業	758	5	平成17年12月17日
電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業	715	5	平成17年12月17日
自動車・同附属品製造業	743	4	平成17年12月31日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	780	4	平成17年12月17日
各種商品小売業	734	3	平成17年12月31日
自動車小売業	741	4	平成17年12月31日

広島県の最低賃金 企画課

広島北労働基準監督署
Tel 082・812・2115

広島労働局賃金室
Tel 082・221・9244



〔広島県の産業別最低賃金〕
左記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「産業別最低賃金」が適用されます。ただし、①18歳未満又は65歳以上の者、②雇入れ後6月未満のものであつて技能習得中のもの、③主として清掃又は片付けの業務に従事する者、④左記の産業において「特定の軽易業務」に主として従事する者には、「広島県最低賃金（時間額649円）」が適用されません。

問い合わせ
広島労働局賃金室
Tel 082・221・9244

巡回職業相談所開設

企画課

日時 2月16日(木) 10時～15時
場所 千代田産業振興センター

2階大会議室(町役場前の施設)

当日は、可部職業安定所と社団法人広島県雇用開発協会の職員が求人紹介や求人相談とあわせ、高齢期における就職、年金、健康保険などについて個別で相談にお応えします。

また、会場では最新の求人情報を閲覧することが可能で、求人企業に照会することもできます。相談は無料です。お気軽にお越しください。
問い合わせ 役場企画課地域振興係
Tel 0826・72・0856

交通事故にあつたらすぐ届出を

町民課

国民健康保険の保険証をお持ちの方が、交通事故など第三者から被害をうけた場合でも国民健康保険で治療を受けることができます。しかし、交通事故などによる治療費は本来加害者が自賠責保険等により支払うべきものです。つまり、国民健康保険は治療費を一時立て替えているだけであり、後から加害者に治療費を請求することになります。

交通事故にあつたときは、まず警察に連絡するとともに、国民健康保険で治療を受けるときには必ず国民健康保険の担当窓口へ届出をしてください。

届出に必要なもの

- ・国民健康保険被保険者証
- ・「第三者行為による被害届」など(用紙は町民課または各支所町民生活課にあります)
- ・「交通事故証明書」(警察から発行されたもの)
- ・印かん

示談は慎重に

国民健康保険に届出る前に示談すると、その取り決めが優先し加害者に治療費を請求できなくなる場合があります。示談をされる前に相談してください。

問い合わせ 役場町民課国保年金係

Tel 0826・72・0854

入院時の食事代減額について

町民課

老人保健の人が入院した場合、1日あたり780円の食事代を負担していますが、町民税非課税世帯の人は、申請すると「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付され、入院したときに支払う自己負担額は低

所得の額になり(表1)、入院時の食事代も減額(表2)されます。(ただし、2つ以上の病院へ入院した場合は別々に計算。)

希望される方は、町民課国保年金係に申請してください。

申請に必要なもの

- ・老人医療受給者証
- ・印かん
- ・健康保険証
- ・領収書などの入院日数を確認できるもの(90日を超える入院のみ)

所得区分	世帯限度額
低所得Ⅱ	24,600円
低所得Ⅰ	15,000円

所得区分		標準負担額
低所得Ⅱ	90日までの入院 (申請月1日から適用)	650円
	90日を超える入院 (申請月の翌月1日から適用)	500円
低所得Ⅰ		300円

問い合わせ

Tel 0826・72・0854 役場町民課国保年金係

不妊治療費助成事業

保健課

この事業は、広島県が指定する医療機関において、平成16年4月1日以降に開始した、戸籍上の夫婦間の体外受精及び顕微授精の治療に要した費用に対して、1年度当たり10万円を限度として、通算2年間助成するものです。

申請は、治療終了後2か月以内に、芸北地域保健所で行ってください。2か月が経過した後の申請については受理できませんのでご注意ください。

助成に当たっては、所得制限などの条件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ 芸北地域保健所

Tel 082・814・3181

不妊専門相談センター

保健課

広島県では、不妊に関する様々な悩みの相談や情報提供を行うため不妊専門相談センターを開設し、広島大学病院内(広島市南区霞1・2・3)で相談を受け付けています。

相談は無料で、相談に関する秘密は固く守りますので、お気軽にご利用

用ください。ただし、特定の医療機関の紹介はできません。

電話相談は毎週水曜日16時～19時と毎週木曜日17時30分～19時30分（祝日・年末年始は休み）、専用電話番号は082・256・5610です。面接相談は予約制で、電話相談後に予約を受け付けます。

問い合わせ

広島県福祉保健部保健医療総室

健康増進・歯科保健室

TEL 082・513・3078

鳥インフルエンザについて

産業課

●高病原性鳥インフルエンザとはどのような病気ですか？

鳥類のインフルエンザは「鳥インフルエンザ」と呼ばれ、このうちウィルスの感染を受けた鳥類が死亡し、全身症状などの特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」と呼びます。

鶏、七面鳥、うずらなどが感染すると、全身症状をおこし、神経症状（首曲がり、元気消失など）呼吸器症状、消火器症状（下痢、食欲減退など）などが現れ、大量に死亡することもまれではありません。

●これまでにヒトに感染した例はあ

りますか？

海外で、鳥インフルエンザウイルス流行の際に、防疫に従事した人や養鶏従事者などに感染が確認されています。病鳥と近距離で接触した場合、またはそれらの内臓や排泄物に接触するなどした場合に感染すると考えられており、鶏肉や鶏卵を食べて感染した例はありません。

●ニワトリや小鳥を飼っていますが感染予防はどのようにすればよいですか？

現在、野生の鳥類が感染源として疑われています。屋外で鶏などを飼育する場合は、野生の鳥類と接触させないことが必要です。

トりに限らず、動物を飼う場合は、動物に触った後は手洗いとうがいを徹底すること、ふん尿は速やかに処理して動物のまわりを清潔にすることなどを心がけることが重要です。

※飼っている鶏などが、突然、多数病気になったり、死亡した場合は、速やかに次のところへ連絡してください。

問い合わせ 芸北家畜保健衛生所

TEL 082・814・3181

内線501

下水道負担金・分担金納付

上下水道課

千代田地域の公共下水道の受益者負担金及び分担金の第四期分の納期限は、平成18年2月28日（火）となっています。納期限までの納付をお願いします。

また、これまで納期限までに納付ができていない方については、これまで、送付させていただいた納付書が使用できない場合がありますので、役場上下水道課にお問い合わせください。

問い合わせ

役場上下水道課下水道係

TEL 0826・72・0861

税金メモ

納期限 1月31日（火）

- 町県民税 第4期
- 国民健康保険税 第8期

納期限 2月28日（火）

- 国民健康保険税 第9期

納付は便利で安心な口座振替で。口座振替の方は残高確認をお忘れなく。

じぶんから

えがおをあげよう だれにでも

きたひろしま人権フェスタ2005参加作品より

人口と世帯

	前月比
人口	21,412人 (+2)
男	10,240人 (-4)
女	11,172人 (+6)
世帯数	8,247世帯 (±0)

(12月末日現在)

編集後記

確か秋頃、「今年は暖冬になるでしょう」との予報を聞いた気がするんですが…。そんな予報はどこへいったやら。連日の寒波襲来によりすっかり町は雪景色です。大雪の日にニュースでよく耳にする言葉。「北広島町八幡」「北広島町大朝」。八幡の観測所は八幡小学校前に、大朝の観測所は旧高冷地試験場にあるそうです。一度見に行ってみようと思いません。



八幡の冬がやってきました。野も山も、田んぼも湿原も、みんな白い雪に覆われています。刻々と姿を変え、色とりどりの花が咲いた季節から一変して、来る日も来る日も真っ白な景色が広がるばかりです。

雪の下では、多くの植物が葉を落として休眠の生活を送っていますが、中には葉を落とさない常緑の植物もあります。イヌツゲもそんな常緑の植物で、八幡では湿原のまわりなどによく見られます。沿岸部のアカマツ林にも見られ、しばしば5〜6mの高さまで生長しますが、八幡ではせいぜい1・5m程度の高さです。花は梅雨のころにひっそりと咲き、すぐにポロポロと落ちてしまいます。

雪の下に葉をひろげるいのち イヌツゲ

高原からの花便り No.12

植物の名前につく「イヌ」という言葉には「役に立たない・つまらない」という意味があります。イヌツゲの名も、ツゲに似ているが材が役に立たない、という意味でつけられたものでしょう。ただ、姿が似ているからといって、きわめて良質の材が取れるツゲと比べられたのではイヌツゲがかわいそうです。そもそもツゲはツゲ科、イヌツゲはモチノキ科で、分類上は全く異なる種なのです。このことは花を見ると良く分かります。また、イヌツゲは常緑の葉を密に付けた姿が美しいため、庭木や盆栽などに好んで使われます。必ずしも名が体を表すわけではない、という好例ですね。

(芸北 高原の自然館学芸員・白川勝信)